

令和 4 年 5 月 24 日付 4 産労農水第 429 号
令和 4 年 9 月 13 日付 4 産労農水第 1035 号 一部改正
令和 7 年 10 月 1 日付 7 産労農水第 1356 号 一部改正

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律 に基づく届出に関する事務処理方針

1 目的

この規程は特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和 2 年法律第 79 号）（以下「法」という。）第 3 条及び第 11 条に定められた届出事務のうち、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 13 条第 2 項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（令和 4 年政令第 18 号）（以下「政令」という。）に定められた事務を適正に実施することを目的とする。

2 関係法令等

当該事務は、この方針に定めるもののほか、法、政令及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和 4 年農林水産省令第 39 号）並びに特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の運用について（令和 4 年 5 月 25 日水産庁長官通知）（以下「運用」という。）に基づき処理する。

3 特定第一種第一号水産動植物の採捕の事業を行う者（以下「届出採捕者」という。）の届出

（1）法第 3 条第 1 項の規定による届出の様式は、運用別記様式 1 によるものとする。

（2）前項の届出書への添付書類は、次のとおりとする。

一 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）その他の関係法令の規定による特定第一種水産動植物を採捕する権限の内容を証する書類として次に掲げる書類

イ 漁業法第 36 条第 1 項、第 57 条第 1 項、第 88 条第 1 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）又は第 119 条第 1 項の許可を受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ロ 漁業法第 69 条第 1 項の免許を受けている場合にあっては、当該免許を受けていることを証する書類

ハ 漁業法第 105 条に規定する組合員行使権を有する場合にあっては、当該権利を有することを証する書類

二 イからハマまでに規定する漁業法の規定以外の法令の規定による権限に基づき特定第一種第一号水産動植物を採捕する場合にあっては、当該事実を証する書類

二 届出者が法第 3 条第 1 項に規定する団体である場合にあっては、当該団体が特定第一種第一号水産動植物の採捕の事業を行う者に代わって特定第一種第一号水産動植物等の譲渡しの事業を行うことを証する書類

三 代理人によって届出するときは、その権限を証する書面

(3) 次の場合は、前項に定めた添付書類の一部を省略することができる。

一 届出を行う者が、都知事による知事許可のみを受けている場合

省略できる書類 3の前項一のイに定めた書類

二 届出を行う者が法第3条第1項に規定する団体であって、水産業協同組合法第64条に基づく東京都の認可を受けている場合

省略できる書類 前項一のロ、二に定めた書類

4 届出探捕者の届出内容の変更等

(1) 届出内容の変更又は廃止をする届出者は、届出を行わなければならない。この場合の様式は、運用別記様式2によるものとする。

(2) 変更の内容が、3の(2)の一に係るものであるときは、当該事項の変更の事実を証する書類を添付しなければならない。

(3) 届出者が、都知事による知事許可のみを受けている場合及び法第3条第1項に規定する団体であって、水産業協同組合法第64条に基づく東京都の認可を受けている場合は、前項の添付書類を省略することができる。

5 特定第一種水産動植物等取扱事業者（以下「取扱事業者」という。）の届出

(1) 法第11条第1項の規定による届出の様式は、運用別記様式10によるものとする。

(2) 前項の届出書への添付書類は、次のとおりとする。

一 個人にあつては、住民票の写し又はこれに類するものであって、氏名及び住所を証する書類

二 法人にあつては、次に掲げる書類

イ 定款

ロ 登記事項証明書

三 代理人によって届出するときは、その権限を証する書面

(3) 電子申請（eMAFF）で届出を行う者については、前項の一及び二の書類を省略することができる。

(4) 届出を行う者が、水産業協同組合法第64条に基づく東京都の認可を受けている場合及び東京都の市町村である場合は、第2項の二の書類を省略することができる。

6 取扱事業者の届出内容の変更等

届出内容の変更又は廃止をする届出者は、届出を行わなければならない。この場合の様式は、運用別記様式11によるものとする。